

## 委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	市民生活部 環境保全課
委託業務番号	令和6年度 長環境第57号
委託業務名称	お旅駐車場前公衆便所管理業務委託
委託業務場所	長浜市内
業務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃作業</li> <li>・鍵の施錠</li> <li>・トイレトペーパー補充等管理業務</li> </ul>
履行期間	令和6年4月1日 から 令和7年3月31日
契約年月日	令和6年4月1日
契約金額	840,000円
契約の相手方	<p>[所在地又は住所] 長浜市元浜町12番38号</p> <p>[商号又は名称] 株式会社 黒壁</p>
契約相手方の選定理由	<p>お旅所前公衆便所は、観光バス等の乗降所であるお旅所(駐車場)南側に位置しており、主に観光客が到着時等に使用されています。</p> <p>駐車場の運営は、(株)黒壁がされており、常時係員が滞在していることから、公衆便所の維持管理についても、(株)黒壁に委託することで、大型観光バスの到着の把握、それに伴うトイレトペーパーの補充やトラブル処理等緊急時の対応が可能となります。</p> <p>このことから、(株)黒壁と随意契約します。</p>
根拠規定	<p style="text-align: center;"><b>地方自治法施行令第167条の2第1項</b> (該当する項目に○印)</p> <p>売買、賃借、請負その他の契約でその予定価格(賃借の契約にあつては、予定賃借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(1) 貸借料の年額が長浜市契約規則(平成18年長浜市規則第37号)で定める額を超えないものをするとき。</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p> <p>(8) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</p> <p>(9) 落札者が契約を締結しないとき。</p>